

# KAI グループ 持続可能な製造責任のための基本規程

## 本規程の目的とお願い

今日、経済のグローバル化やステークホルダーの皆様のニーズが多様化し、価値観も大きく変化しています。国連にて、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、2015年には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Sustainable Development Goals: SDGs)」が採択されました。企業は、取扱う商品・サービスにおけるお取引先様を含めたサプライチェーン全体の人権の尊重と保護、法令遵守、労働安全、地球環境保全、情報管理などへ責任を持って取り組むことが、社会的使命として求められています。

製造現場の監査においても「企業の社会的責任(CSR : Corporate Social Responsibility)」の視点が導入され始めており、こうした求めへの対応を通じて高い評価・信頼を得ることは、企業価値を上げていくうえでますます重要になりつつあります。

このような背景から、この度「KAI グループ 持続可能な製造責任のための基本規程」を策定いたしました。社是に掲げた「社会とパートナーの繁栄」を持続的なものとすべく、お取引先様とともに取り組みを進めてまいりたい所存でございます。

お取引先様には、本規程をご理解いただきご協力賜りますようお願い申し上げます。

## **対象者（規程が及ぶ範囲）**

本規程は、KAI グループの調達チームをはじめ、KAI グループの属するサプライチェーン全体(一次サプライヤー、二次サプライヤー、原料メーカー、代理店等)に適用されます。

### **1) コンプライアンス**

#### **1 – 1 各国・地域の法令・社会規範の遵守**

各国・地域で適用される法令や関連する国際ルール並びにそれらの趣旨を遵守してください。またコンプライアンス徹底のための、全社的な方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、運用してください。

#### **1 – 2 公正な競争**

公正・公平な取引を実践し、関連するすべての独占禁止法令を遵守してください。私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わないでください。

#### **1 – 3 腐敗防止**

不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わないでください。政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努めてください。

#### **1 – 4 反社会的勢力との関係断絶**

反社会的勢力、その共生者との関係を断ち、取引を行わないでください。また、反社会的勢力からの不当な要求は毅然とした態度で拒否してください。国際経済制裁の対象となっている国・団体・個人と取引を行わないでください。

#### **1 – 5 機密情報の管理・保護**

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理・保護し、適切な範囲でのみ利用してください。

#### **1 – 6 輸出入取引管理**

輸出入取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底してください。

## 1 - 7 知的財産の保護

KAI グループの会社に供給する製品に対し、自社が保有或いは自社に帰属する知的財産権（特許・実用新案・意匠・商標・著作権等を含む）が第三者に侵害されないよう保護し、必要に応じて第三者の知的財産権等に抵触するか否かの調査を行うよう努めてください。第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わないでください。

## 2) 人権・労働・安全性への配慮

### 2 - 1 人権尊重

人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令により保護されるべき個性を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さないでください。いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行ってください。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにしてください。

### 2 - 2 児童労働の禁止

児童労働を防止し、国際労働機関（ILO）の基準をはじめ、児童労働に関するすべての適用法令を遵守してください。現地法令、及び国際労働機関(ILO)で定められた条約に違反する児童を雇用しないでください。(就労可能年齢は、15歳、各国該当法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれか最高のものとし、職業訓練や見習については、各国該当法令が認めている範囲のみで就労可能と定められています。)

### 2 - 3 強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び、従業員が自由に離職できることを確実に保証してください。雇用の条件としてパスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求したり、就職募集・斡旋手数料や関連費用を従業員から徴収しないでください。なお、従業員は合法的に雇用されていなければなりません。

また、強制労働による製品の生産又は強制労働によって生産された原材料の使用をしないようにしてください。

### 2 - 4 労働時間の適正管理

労働時間に関して、各地で適用されるすべての法令、ILO 基準、および労働協約を遵守しなければなりません。従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令に従って

ください。

#### 2-5 適切な賃金の支払い及び福利厚生

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令を遵守して従業員に給与を支払ってください。給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝えてください。

#### 2-6 差別撤廃

あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令で保護されるべき個性を理由とした差別を行わないでください。

#### 2-7 結社の自由

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令に基づいて認めてください。従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証してください。

#### 2-8 安全・健康な労働環境

誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努めてください。職場での健康増進活動や疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援してください。

### 3) 品質

#### 3-1 製品の品質保証

サプライヤーの自国及び製造を行う国の、製品およびその製造に関する法規制を常に把握し、遵守するよう努め、必要に応じて調査・協力を行なってください。

#### 3-2 製品の安全確保

生産国および販売国ごとに定められた安全法規等を満たした製品を生産・提供し続けられるよう努めてください。

#### 3-3 信頼性の高い製品情報の提供

お取引様が提供する製品またはサービスが KAI グループのすべての要求を満たしていることを保証するとともに、両者の合意に基づいて関連書類の提出を求める場合があります。

### 3 - 4 危機管理及び安定供給

お取引様は、KAI グループへの安定的な製品供給に努めるとともに、製品の供給を行えないことが明らかとなり、その結果として関連する事業の継続に影響を及ぼしうる場合、KAI グループに連絡し、緊急対応策について合意の上、実行してください。

## 4) 地域社会、ステークホルダーとの健全な関係

### 4 - 1 地域社会への関係

豊かな地域社会とその発展に向け、地域社会と協力しながら健全な関係の維持・発展に努めてください。

### 4 - 2 ステークホルダーへの情報の開示

経営・財務・環境保全・社会・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正しく適時に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めてください。

### 4 - 3 サプライチェーンへの展開

お取引先様の仕入先(二次サプライヤー、原料メーカー、代理店等)に対しても、本規程の理解・浸透に努めるとともに、必要に応じて適宜、支援・是正対応等を行ってください。

## 5) 地球環境への配慮

### 5 - 1 環境マネジメント

各国の環境関係法令を遵守すると共に、環境保全活動を推進し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムの確立に努めてください。

### 5 - 2 大気・水・土壌の環境汚染防止

大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を予防してください。

### 5 - 3 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進するとともに、エネルギーの有効活用に積極的に取り組んでください。

### 5 - 4 廃棄物管理

廃棄物を可能な限り削減するための計画を策定、実施し環境保全に努めてください。管理体

制を整備し、有害な廃棄物は分別して処理し、所定の手続きに従って慎重に取り扱ってください。また可能な限り、廃棄物はリサイクルすることに努めてください。

#### 5-5 化学物質の使用と管理

化学物質の使用・管理に際し、関連する法令を遵守してください。

#### 5-6 資源の有効活用

資源を有効に活用する為に、3R（リデュース・リユース・リサイクル）とサーキュラーエコノミー（循環型経済）を推進し、利用資源の持続的な削減と資源循環に努めてください。

### 6) モニタリング

モニタリングの目的は、「お客様への安全・安心の提供」「お取引先様との共存共栄」「本規程の推進」です。モニタリングにご協力をお願いいたします。

#### 6-1 モニタリングへの協力

KAI グループまたは KAI グループの取引先である小売業様のモニタリングが実施される場合には協力をお願いいたします。

#### 6-2 情報保管

モニタリング実施時の証明書類、文書、及び作成した実施記録は、適切に保管をしてください。

#### 6-3 情報開示

KAI グループより開示・共有の依頼を受けた際には、速やかに応じてください。

#### 6-4 改善・是正

モニタリングの結果、本規程に遵守されていない事項があった場合には、改善・是正に努めてください。

2021年9月1日 初版

改訂： 2022年10月1日 第二版

2023年5月30日 第三版